

# Intellectual Property

## Newsletter No.113

### Contents

#### 特許侵害

#### 特許優先日後の事情と充足性・サポート要件との関係

東京地裁(40部)令和8年3月12日判決〔ラクトコッカス・ガルビエ事件〕

#### 審決取消

#### 医薬品特許について進歩性の欠如を理由に 無効とした審決の判断を維持した事例

知財高裁(1部)令和8年2月10日判決〔リパスジル事件〕

#### 商標

#### 立体商標(住宅の基礎部分)の商標法3条1項3号 及び同条2項該当性

知財高裁(3部)令和8年2月26日判決〔住宅の基礎部分に係る立体商標事件〕

#### 不正競争

#### コートの形態模倣が問題となった事例(消極)

知財高裁(4部)令和8年1月26日判決〔コート事件〕

#### お知らせ

#### 事務所ニュース・執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 特許侵害

## 特許優先日後の事情と充足性・サポート要件との関係



石津 真二

PROFILEはこちら

東京地裁(40部)令和8年3月12日判決(令和7年(ワ)第70141号)裁判所ウェブサイト  
(ラクトコッカス・ガルビエ事件)

## 1. 事案の概要

本件においては、まず、被告が原告に対し、原告のラクトコッカス・フォルモセシスBY2株の不活化ワクチン製剤である「マリンジェンナー II型レンサ」(「原告製品」)の製造等が、被告の保有する発明の名称を「不活化ワクチン製剤、並びに感染症予防方法」とする特許第6355512号(「本件特許」)に係る特許権(「本件特許権」)を侵害するものとして、令和7年3月28日付けで、原告製品の製造等が本件特許権の侵害に該当するとして法的措置を講じる旨の警告書を送付しました。それを受けて、原告は、被告の主張する本件特許権の侵害は存在しないと主張して、被告に対し、被告が原告に対し本件特許権に基づく原告製品の製造等の差止請求権(特許法100条1項)を有しないことの確認を求めた事案です。

## 2. 本件特許の内容

本件特許は、ブリ・カンパチ・ヒラマサなどのブリ属魚類などに多く発生するラクトコッカス・ガルビエを起因菌とするα溶血性レンサ球菌症に対する、血清型が非KG-型かつ非KG+型のラクトコッカス・ガルビエの不活化菌体を含有する不活化ワクチン製剤、魚類レンサ球菌症の予防方法、不活化ワクチン製剤製造方法に係る特許です。具体的には、従来の不活化ワクチンを投与したにもかかわらずαレンサ球菌症の発症が疑われたブリよりラクトコッカス・ガルビエの菌株を分離し、その菌株が非KG-型かつ非KG+型の血清型であることを同定し、当該レンサ球菌症に対する不活化ワクチンを開発したというものです。

そして、本件特許の請求項1は、異議申立てを経て訂正されており、訂正後の請求項1は、以下のとおりです(下線部

が訂正箇所です)。

- 1A 魚類のレンサ球菌症の起因菌である血清型が非KG-型かつ非KG+型のラクトコッカス・ガルビエ(学名「Lactococcus garvieae」、以下同じ。LC1301株(受託番号NITE P-01653、以下同じ)を除く。)の不活化菌体を含有する、
- 1B 血清型が非KG-型かつ非KG+型のラクトコッカス・ガルビエを起因菌とする魚類レンサ球菌症に対する不活化ワクチン製剤。
- 1C ただし、「血清型が非KG-型かつ非KG+型の」とは、抗KG-抗血清に対し凝集反応を起こさず、かつ抗KG+抗血清に対しても凝集反応を起こさないことを意味する。

## 3. 本件訴訟の争点及び結論

本件訴訟における争点は多岐にわたりますが、主な争点は、技術的範囲の属否(充足性)、進歩性の有無、サポート要件違反の有無です。裁判所(東京地裁)は、原告製品が本件特許の技術的範囲に含まれると判断したものの、進歩性欠如及びサポート要件違反の無効理由が存するとして、原告の差止請求権不存在確認請求を認めました。

以下では、時系列を概観した上で、充足論及びサポート要件違反についての裁判所(東京地裁)の判断を中心にご紹介いたします。

## 4. 本件訴訟に至る経緯及び東京地裁の判断

## (1) 時系列

本件訴訟に至る経緯・時系列は以下のとおりです。

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

時期	出来事
～2012年まで	ブリの魚病として、ラクトコッカス・ガルビエを原因菌とするα溶血性レンサ球菌症の存在、及びKG-型/KG+型の2血清型が当業者に周知であった。
2012年頃	従来の不活化ワクチン接種下でも、ブリで新たなα溶血性レンサ球菌症の発症が疑われ、原因菌調査が行われ、調査の結果、新しいα溶血性レンサ球菌症の原因菌は、既存血清型に属さないが、ラクトコッカス・ガルビエと同じグループに属するラクトコッカス属細菌と判明した。
2013年7月19日	本件特許優先日
2014年4月18日	本件特許の親出願（特願2014-86474）
2014年頃	発酵ブロッコリー茎由来の新規ラクトコッカス属細菌が発見され、ラクトコッカス・フォルモセシスと命名する提案がなされた。
2014年10月3日	本件特許出願（特願2014-86474の一部を分割）
2015年頃	新しいα溶血性レンサ球菌症の原因菌が「ラクトコッカス・ガルビエ」と同定され、「II型」と呼称することが提案される。これにより、疾病名はII型レンサ球菌症と呼称されるようになる。同年12月には、論文においてラクトコッカス・ガルビエ121941株が、II型菌株の一つとして記載された。
2018年6月22日	本件特許の設定登録
2018年～2020年	本件特許に対し異議申立てがなされ、当該異議申立手続中の2019年4月25日に上述の訂正請求がされ、異議決定において当該訂正請求が認められた。
2021年頃以降	「ラクトコッカス・ガルビエII型」は、ラクトコッカス・フォルモセシスに分類すべきとの提案がなされた。
2023年頃	2021年8月から抗I型血清及び抗II型血清に凝集しない「ラクトコッカス・ガルビエ」の菌株が観察され、2023年頃、これを「ラクトコッカス・ガルビエ」の「III型」と呼称することが提案された。

以上の経緯を基に、東京地裁は、充足論及び無効論（サポート要件違反）について、以下のとおり判断しました。

## (2) 充足論

裁判所は、本件構成要件の「血清型が非KG-型かつ非KG+型のラクトコッカス・ガルビエ」を充足する「ラクトコッカス・ガルビエ 121941株」は、2021年以降は、「ラクトコッカス・フォルモセシスBY2株」に学名が変更されたものであることから、当業者において、現在「ラクトコッカス・フォルモセシスBY2株」という学名の菌株が、本件出願時には「ラクトコッカス・ガルビエ121941株」という菌株であったことを十分に理解し得るとして、本件構成要件の「ラクトコッカス・ガルビエ」は、以前は「ラクトコッカス・ガルビエ121941株」と呼称されていた「ラクトコッカス・フォルモセシスBY2株」を含むものと解するのが相当である、と判断しました。

## (3) 無効論（サポート要件違反）

裁判所は、「抗KG-抗血清に対し凝集反応を起こさず、かつ、抗KG+抗血清に対しても凝集反応を起こさない」（構成要件1C）には特段の限定は無く、「ラクトコッカス・ガルビエ」の「III型」と呼称される菌株は、当該構成要件1Cの範囲に含まれることを前提に、本件明細書において開示されているのは、「ラクトコッカス・ガルビエ」の「II型」を原因菌とするレンサ球菌症に対するワクチン製剤であり、「III型」と呼称される菌株を原因菌とするレンサ球菌症に対するワクチン製剤に関する開示はなく、「III型」を原因菌とするレンサ球菌症に対して効果を奏することの開示も一切ないことから、サポート要件違反を認めました。

また、裁判所は、技術常識によれば、「ラクトコッカス・ガルビエ」の「III型」の不活化ワクチンは、「ラクトコッカス・ガルビエ」の「II型」を原因菌とするレンサ球菌症には効果がないこと、本件優先日当時、「ラクトコッカス・ガルビエ」の「II型」と「III型」という分類は存在していなかったものの、菌株を免疫抗原として抗血清を作製し、当該抗血清に対する凝集反応の有無を見ることによって、本件発明の対象を「ラクトコッカス・ガルビエ」の「II型」に相当する菌株に限定することも十分に可能であったのに限定していないことも指摘しています。

## 5. コメント

本件では、充足論において、特許の優先日以後になされた学名の変更があったとしても技術的範囲に属することが否定されるものではないと判断され、また、サポート要件違反についても特許の優先日以後に発見された分類が優先日当時には存在していなかったものの、当該分類を前提とした分類と同様の分類による限定が優先日当時に事実上できたはずであったと判断されています。このように、特許の優先日以後の事情も考慮して判断するケースはあまり多くなく、その点において実務上参考になるものと思われまますので、ご紹介しました次第です。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

## 審決取消

## 医薬品特許について進歩性の欠如を理由に無効とした審決の判断を維持した事例



小山 隆史

PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(1部)令和8年2月10日判決(令和7年(行ケ)第10073号)裁判所ウェブサイト  
(リパスジル事件)

## 1 事案の概要

本件は、発明の名称を「医薬製剤」とする特許(特許番号第6244038号、「本件特許」)について、被告(「Y」)が進歩性欠如その他を理由に無効審判を提起したところ、特許庁が特許権者である原告(「X」)の本件特許の特許請求の範囲の訂正を認めた上で、訂正後の請求項1~7、9、10(請求項8は削除)に係る発明についての特許を無効としたため(「本件審決」)、Xが本件審決の取消しを求めた事案です。争点は、進歩性の欠如についての判断です。本稿では、訂正後の請求項1に係る発明(「本件訂正発明1」)についての判断を紹介します。

本件訂正発明1は以下のとおりです。

リパスジル若しくはその塩又はそれらの溶媒和物を含有する水性組成物が、一次包装体に収容されてなり、

水性組成物中のリパスジル若しくはその塩又はそれらの溶媒和物の含有量が、水性組成物全容量に対して、フリー体換算で0.05~5w/v%であり、

前記一次包装体の内表面の総面積に対し50%以上の部分が、波長300~335nmの光線の透過率の平均値が10%以下となるように当該光線を遮断するものであり、

前記平均値は、波長300~335nmの範囲内において0.5nm毎に空気中での包装体の光透過率を分光光度計で測定した後にその平均値を算出することにより測定される値である、医薬製剤。

## 2 本件審決

特許庁は、本件訂正発明1について、本件特許の優先日(「本件優先日」)前に公開されたXの研究者の論文で、

ROCK(Rhoキナーゼ)阻害薬である「K-115を含有する局所点眼液」(「甲2発明1」)が記載されている甲2(Current Eye Research、2014年、Vol.39、No.8、pp.813-822)を主引例とする進歩性欠如の主張に関し、一致点及び相違点を以下のとおり認定しました<sup>1</sup>。

(一致点)リパスジル若しくはその塩又はそれらの溶媒和物を含有する組成物。

(相違点1)本件訂正発明1は、組成物が「水性組成物」であるのに対し、甲2発明1では、対応する事項が特定されていない点。

(相違点2)本件訂正発明1は、組成物が、「一次包装体に収容されてなり、前記一次包装体の内表面の総面積に対し50%以上の部分が、波長300~335nmの光線の透過率の平均値が10%以下となるように当該光線を遮断するものであり、前記平均値は、波長300~335nmの範囲内において0.5nm毎に空気中での包装体の光透過率を分光光度計で測定した後にその平均値を算出することにより測定される値である、医薬製剤」であるのに対し、甲2発明1では、対応する事項が特定されていない点。

その上で本件審決は、本件訂正発明1は甲2発明1及び周知技術に基づいて当業者が容易に想到し得たものであり、特許法29条2項(進歩性欠如)に該当すると判断しました。

## 3 裁判所の判断

裁判所は、甲2発明1との一致点及び相違点は本件審決の認定どおりとした上で、本件審決と同様に、要旨以下のとおり、本件訂正発明1は甲2発明1及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであると判断しました。

<sup>1</sup> 本件審決が認定した相違点3は、本件審決において実質的な相違点ではないと判断されており、当事者間に争いがないため、本件判決と同様に記載を省略しています。

[次ページへ続く](#)

## (1) 相違点1について

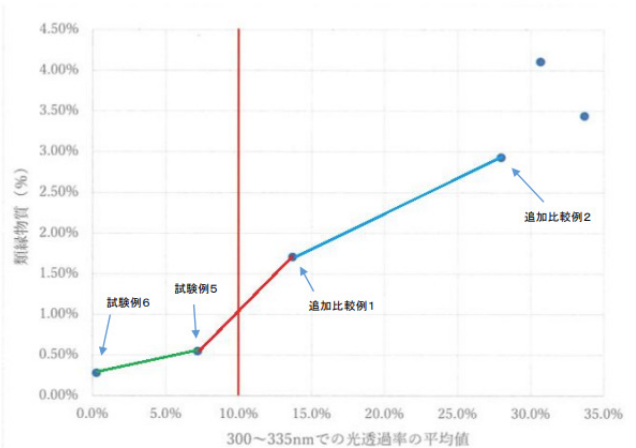
- ・ 甲2には、K-115によるROCK阻害活性試験をTris-HCl緩衝液中でのインキュベートにより確認したことが記載されているから、K-115は、溶媒として水が用いられているTris-HCl緩衝液に溶解された水性組成物の状態で上記試験が行われ、その水性組成物中でROCK阻害活性が確認されたものと認められる。そうすると、当業者は、K-115は水性組成物となり得るものであり、水性組成物中にあることでROCK阻害活性を發揮する化合物であると理解するということができる。
- ・ 甲2に記載された動物実験では、有効成分が溶解された局所点眼液が用いられているところ、K-115化合物の溶解性に関する上記理解に加え、甲2には非水性組成物であることは記載されておらず、K-115を含む組成物を非水性組成物とすることが技術常識であったという事情も見当たらないことを併せ考慮すると、甲2発明1の「K-115を含有する局所点眼液」が水性組成物であることは、当業者においては甲2に記載されているのと同様であると評価できるのであり、そうでなくとも、「K-115を含有する局所点眼液」を水性組成物とすることは当業者であれば自然に想起し得るものということができる。したがって、相違点1は、実質的な相違点ではないか、実質的な相違点であるとしても、当業者は、相違点1に係る本件訂正発明1の構成に容易に到達し得たと認められる。

## (2) 相違点2について

- ・ リパスジルは、抗緑内障薬という点眼薬としての使用が予定されていた化学物質であるところ、リパスジルを有効成分とする点眼薬という製剤として薬事承認を受けるためには、その製剤が曝光の影響を受けないことを実証できるまで、容器の変更と安定性試験を繰り返し行う必要があるから、当業者には、リパスジルが曝光の影響を受けないことを実証できる点眼剤用容器を選択しようとする動機付けがあると認められる。

- ・ Xは、新有効成分含有医薬品の製造承認申請における安定性試験で分解生成物が1.0%以上存在する場合には構造決定や安全性確認が必要になることがあるものであるところ、甲77図A(筆者注:下記図A)のとおり、波長300~335nmの光線の透過率の平均値10%近傍で類縁物質質量が大きく変わり、平均値が10%以下であるときに類縁物質質量が1.0%未満になることから、「波長300~335nmの光線の透過率の平均値が10%以下」という数値限定には臨界的意義があると主張する。

【図A】



- ・ しかし、甲77図Aを見ると、類縁物質の生成量が上記波長の光線の透過率(「光透過率」)の平均値におおむね正比例的に増加することは理解されるが、光透過率の平均値が10%の前後で類縁物質質量の増加に顕著な差があると認められないから、Xが主張する数値限定に臨界的意義があるとはいえない。
- ・ 証拠によると、本件優先日当時、点眼剤容器として、ポリエチレン又はポリプロピレンを材質とする容器や、これに更にラベルやシュリンクフィルムを有する容器は、当業者が容易に入手可能なものとして流通しており、紫外線吸収剤を配合した容器や遮光袋などの遮光手段を設けた容器は、本件優先日当時において当業者に周知の技術的事項であったと認められる。

次ページへ続く ▼

・ 以上によると、当業者は、甲2発明1において、リパスジルを有効成分とする点眼薬に用いる容器の材質として種々の材質を検討し、許容できる類縁物質の量に応じて光透過率を適宜設定し、それに適した容器や包装を設計することにより、相違点2に係る本件訂正発明1の構成に容易に到達し得たと認められる。

### (3) 顕著な効果について

- ・ 本件明細書には、リパスジル1塩酸塩2水和物を含有する水性組成物に対して、300nm以上の波長の光線を照射するD65蛍光ランプ又は白色蛍光灯を光源として、25°Cの条件下で積算照射量が120万lux・hrとなるように照射した場合に、ポリプロピレン製の透明の容器を用いた場合と比較して、300～335nmでの光透過率の平均値が7.2%である紫外線吸収剤を配合したポリプロピレン製の点眼剤用容器を用いた場合や、300～335nmでの光透過率の平均値が0.3%である酸化チタンを含有するシュリンクフィルムを巻き付け、容器側面の下半分に、幅5mm程のスリットを設け、内容物を視認できるようにしたポリプロピレン製の点眼剤用容器を用いた場合のほうが、相対的に類縁物質が生じ難いこと、すなわち、類縁物質の量の点で光安定性に優れるという効果が記載されている。
- ・ この効果について検討するに、甲12<sup>2</sup>には、「薬物がどの波長に特に不安定かにより、適切な遮光波長特性をもつ点眼瓶や遮光袋の選択がなされることになる。」、「遮光保存をうたっていない製品についても、直射日光の下に置かないほうがよいことはいうまでもない。」と記載されているから、当業者は、薬物の安定性を損なう光の波長が存在し得ることを認識していたといえる。
- ・ そして、点眼剤の薬事承認における光安定性を評価するための試験は、D65ランプや白色蛍光灯を用いて、総照度として60万lux・hr、120万lux・hr、240万lux・hrといった光を照射して行われているから、本件明細書において光に対す

る安定性を評価するために設定した、300nm以上の波長の光線を照射するD65蛍光ランプや白色蛍光灯を光源として積算照射量が120万lux・hrとなるように照射するという条件は、薬事承認を受けるために求められる薬物の光に対する安定性を評価するための周知の条件の一つである。

- ・ そうすると、300nm以上の波長の光線を照射するD65蛍光ランプや白色蛍光灯を光源として積算照射量が120万lux・hrとなるように照射した場合において、300nm以上の波長の光をある程度遮断できる容器に収容することによって、透明の容器に収容した場合より光による劣化を抑制できるという上記の効果は、当業者が予測し得る程度の効果であり、当業者が必ず行う製剤の光安定性試験によっておのずと明らかになる性質を確認したにすぎないものである。

## 4 コメント

本件判決は、医薬製剤の薬事承認のために必要な薬物の光安定性試験の条件は周知の条件であるため、当該試験の効果は当業者が予測し得る程度の効果であり、当業者が必ず行う当該試験によっておのずと明らかになる性質を確認したにすぎないとして、進歩性を基礎づける「予測できない顕著な効果」を認めませんでした。この点は、薬事承認を必要とする医薬品特許における進歩性の検討において留意が必要と思われる。

また、Xの研究者自らが本件優先日より前に公表した甲2が主引例となって進歩性の欠如が認定されており、このことは、医薬品特許について、医学的知見の公表、薬事申請、特許出願の相互の関係に留意が必要なることを示唆しています。なお、発明の名称を「医薬品」とするXの特許(特許番号第6236167号)も、Yの請求に係る無効審判及びその後の知財高裁令和8年1月22日判決(第1部)において、甲2を主引例とし、周知技術と合わせて進歩性の欠如を理由に無効と判断されています。

<sup>2</sup> 甲12: 栗田隆「点眼薬の安定性」、眼科New Insight 第2巻、「点眼薬—常識と非常識—」、1996年3月10日(第2刷)、15～23頁。

## 商標

## 立体商標(住宅の基礎部分)の商標法3条1項3号及び同条2項該当性



水野 太貴

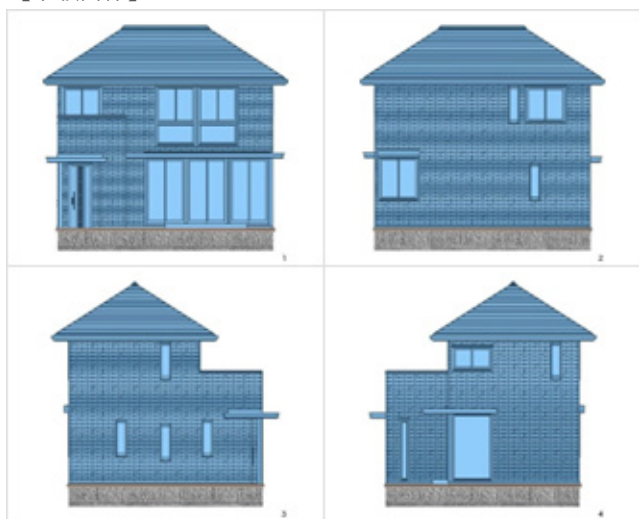
PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(3部)令和8年2月26日判決(令和7年(行ケ)第10095号)裁判所ウェブサイト  
〔住宅の基礎部分に係る立体商標事件〕

## 1 事案の概要

本件は、原告(「X」)が指定役務を第36類「建物の売買」及び第37類「建設工事」とする下記の立体商標(「本願商標」)の商標登録出願(商願2022-135735号)を行ったものの、拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判においても請求不成立審決(「本件審決」)を受けたことから、本件審決の取消訴訟を提起した事案です。本願商標について、本願の「商標の詳細な説明」には、登録を受けようとする部分は、立体的である住宅の基礎コンクリート及び水切りの部分からなる立体商標であり、青色で示した部分は商標を構成する要素ではない旨の記載がありました。

## 【本願商標】



本件審決において、特許庁は、①本願商標をその指定役務に使用しても、これに接する需要者は、建物の基礎部分の立体的形状の一類型を表したものと認識するとどまり、単に役務の提供の用に供するものの形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものと判断するのが相当であることから、商標法3条1項3号に該当し、②本願商標は、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認

識することができるものではなく、商標法3条2項の要件を具備しない旨判断しました。

本件訴訟においては、本件審決における商標法3条1項3号及び同条2項の各該当性についての認定判断の誤りの有無が争点となり、裁判所は、いずれの争点についても本件審決の判断に誤りはない旨判断し、Xの請求を棄却しました。

以下では、商標法3条1項3号及び同条2項該当性についての裁判所の判断をご紹介します。

## 2 裁判所の判断

## (1)商標法3条1項3号該当性判断

## ア 立体商標の商標法3条1項3号該当性判断(一般論)

- ▶ 客観的に見て、商品の機能又は美観に資することを目的として採用されると認められる商品の形状は、特段の事情のない限り、商品の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当すると解される。
- ▶ また、当該商品の用途、性質等に基づく制約の下で、同種の商品について、機能又は美観に資することを目的とする形状の選択であると予測し得る範囲のものであれば、当該形状が特徴を有していたとしても、同号に該当するものというべきである。
- ▶ さらに、需要者において予想し得ないような斬新な形状であっても、当該形状がもたら商品機能向上の観点から選択されたものであり、機能を確保するために不可欠な形状のみからなるときは、商品(役務にあっては、役務の提供の用に供する物の立体的形状等)が当然に備える特徴のうち立体的形状のみからなる商標については商標登録を受けることができない旨を規定する商標法4条1項18号、同施行令1条の2の趣旨から、同法3条1項3号に該当するとされ

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

る場合があるといえる。

#### イ 本願商標の商標法3条1項3号該当性

- ▶ 本願商標の構成は、上面視四角形の周縁表面に石調の模様を施した住宅建物の基礎相当部分(水切り状の部分<sup>1</sup>及び立ち上がり部分<sup>2</sup>)を表してなり、建物下部の地面と接する部分の表面に凹凸をつけるとともに、縦線と横線を配してなるところ、構成全体として、凹凸、縦線及び横線の装飾を施した建物の基礎相当部分の形状を表している。
- ▶ 本願商標の建物部分の基礎(立ち上がり部分)につき、建物の基礎部分の機能又は美観向上のために、石材を用いたり、塗装や化粧モルタル施工等を行い表面に装飾をすることは一般に行われており、その中には、石調の素材等を使用し、その質感・素材感を再現したり重量感・ボリューム感があることを謳うものや、縦線や横線を施したものや目地による線を用いた意匠を施すもの、凹凸をつけたものなども存在する。また、証拠に示された一般の水切り形状に比して、本願商標のうちの水切り状の部分に、特段の特徴があるものとは認められない。
- ▶ 本願商標の立体的形状は、建物の基礎部分について、機能又は美観に資することを目的として採用されたと認められるものであり、建物の基礎部分の形状として、本願商標の需要者において、機能の向上又は美観の向上を目的とする形状の変更又は装飾等を施したものと予想し得る範囲のものといえることができるから、それを超えて、本願商標の形状の特徴をもって、役務の出所を識別する標識として認識させるものとはいえない。そして、これら機能又は美観に資することを目的とした立体的形状の採用について、特段の事情も認められない。
- ▶ したがって、本願商標に係る立体的形状は、商品の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当するというべきである。

#### (2) 商標法3条2項該当性判断

##### ア 立体商標の商標法3条2項該当性判断(一般論)

- ▶ 立体的形状からなる商標が使用により自他商品識別力を獲

得したかどうかは、当該商標の形状の斬新性、当該形状に類似した他の商品の存否、当該商標の使用開始時期及び使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝のされた期間・地域及び規模等の諸事情を総合考慮し、立体的形状が需要者の目に付き易く、強い印象を与えるものであったかなどを総合勘案した上で、立体的形状が独立して自他商品識別力を獲得するに至っているか否かを判断するのが相当である。

#### イ 本願商標の商標法3条2項該当性

- ▶ 原告は、木造住宅に加え、軽量鉄骨住宅の基礎に、本願商標を1999年(平成11年)からおよそ25年間使用しているとする。
- ▶ 原告の「設計施工技术マニュアル」には、住宅建築の際の基礎の施工に、パネルを用いて本願商標の形状である建物の基礎部分の模様を転写することが記載されている。
- ▶ 原告の2022年(令和4年)度の連結売上高は約2兆9288億円である。また、同年度における原告の低層住宅の販売棟数は1万1816棟で業界第2位である。
- ▶ 一方、原告のカタログやパンフレット等において、住宅基礎の形状や模様について出所識別標識であることを積極的に伝えたり、目立たせるように掲載しているものはない。
- ▶ また、原告が取り扱う住宅は、玄関部、部屋、構造物(階段、テラス等)などが飛び出している又はへこんでいる住宅もあり、それらの基礎部分の周縁形状は、必然的に四角形とは異なる形状(飛び出しやへこみが生じる。)になり、本願商標のような周縁に何ら構造物のないすっきりとした印象とは外観が異なり、住宅の形状やそれに合わせた基礎の形状は極めて多様である。
- ▶ 本願商標のように、建築物の全周において、どこからでも視認可能な態様で基礎部分が構成された完成建物に係る証拠は、本件訴訟において、一つも提出されていない。
- ▶ 実質的な商標として出所識別機能や品質保証機能を果たすのは、原告の施工した住宅の基礎に埋め込まれたプレートに記載されたブランド名であると考えられる。

<sup>1</sup> 住宅建物下部の基礎部分の上端部のわずかに凸状に盛り上がった水切り状の構造と認定されています。

<sup>2</sup> 一般に、住宅建物には、建物を支える土台として、地中の構造物なども含めた基礎が設けられるところ、この地盤と建物の間にある鉄筋コンクリート部分を基礎といい、地盤(地面)から飛び出している部分の基礎を、「基礎の立ち上がり」というと認定されています。

次ページへ続く ▼

▶ 以上の事情を総合すれば、本願商標が付されたとする商品の販売開始から約25年が経過していること及び販売地域が全国であること、原告の事業規模や売上高等を考慮しても、原告による宣伝広告の態様は、本願商標の出所識別標識としての認知度の向上に直ちにつながるものと認められないし、本願商標も、需要者の目に付き易く、強い印象を与えるものであったということもできないから、本願商標が使用により自他商品識別力を有するに至ったと認めることはできない。

### 3 コメント

本件は、立体商標の商標法3条1項3号及び同条2項該当性について、近時の知財高裁の裁判例(知財高判令和6年1月30日裁判所ウェブサイト(令和5年(行ケ)第10076号))と同様の判断枠組みを定立したものと考えられます。

一般論として、立体商標の商標法3条1項3号該当性については、厳格な基準が定立されており、基本的には同号に該当するという判断がなされる傾向にあります。そのため、立体商標の登録には、同条2項該当性をクリアする必要がある場合も多いものと思われ(本件では、前述のとおり、商標法3条1項3号該当性が肯定され、同条2項該当性が否定されています。)

本件は、建物の基礎部分の立体的形状について、商標法3条1項3号及び同条2項該当性を判断した一事例として参考になると思い、ご紹介した次第です。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 不正競争

## コート形態模倣が問題となった事例(消極)

知財高裁(4部)令和8年1月26日判決(令和7年(ネ)第10055号)裁判所ウェブサイト  
〔コート事件〕

杉野 文香

PROFILE [はこちら](#)

## 1 事案の概要

本件は、紳士服や婦人服などを展開しているXが、アパレル雑貨等の企画・製造・販売等を行うYに対して、Yの販売するコート(「Yコート」)がXの販売するコート1～3(「Xコート1～3」)の形態を模倣したものであり、Yコートの販売は不正競争防止法2条1項3号に該当するとして、483万5800円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金を求めた事案です。

本件で問題となったXコート1及びYコートの写真(一部抜粋)は以下のとおりです。

Xコート1	Yコート
【正面(襟を立てた状態)】	【正面(襟を立てた状態)】
	
【背面】	【背面】
	
【襟元(正面)】	【襟元(正面)】
	

## 2 原審の判断

原審裁判所は、Xコート1～3とYコートの共通点及び相違点を認定したうえで、相違点が商品全体に対する需要者の印象に相当程度影響するとして、Xコート1～3とYコートの形態は実質的に同一とは言えないと判断しました。

以下は、Xコート1とYコートの実質的同一性に関する具体的な判断です。原審裁判所は、以下のとおり判断し、総合的に見て、両商品の形態の相違は些細なものではなく、両商品は実質的に同一ではないとしました。

- ✓ チンフラップを付けた上で襟を立てた場合には、チンフラップが強く需要者の目を惹きつけ、正面視及び右側側面視において需要者に与える印象に大きく影響する。
- ✓ Yコートには前身頃の腰付近に縦長のポケットが施されており、後見頃には縦の中心線が存在するため、正面視及び背面視において縦のラインを印象付けるデザインとなっており、両商品が比較的シンプルなデザインであることも踏まえると、これらの相違点は需要者の商品全体に対する印象に強い影響を与える。
- ✓ 両商品は本体にポリエステル素材を用いているものの、Xコート1はポリエステルタフタを2枚貼り合わせたことによりハリ感が強く光沢感のある質感となっているのに対し、Yコートはウールのように見えるポリエステル繊維を用いることで微かな光沢を有するマットな質感となっている点で異なる。この相違は商品全体に関わるため、需要者に与える印象にかなり影響する。

<sup>1</sup> Xコート1～3及びYコートの詳細な写真は原審の[裁判所ウェブページ](#)における別紙原告商品目録及び別紙被告商品目録をご参照ください。

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを提供したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

### 3 知財高裁の判断

控訴審において、Xは、共通点とされている形状のうち、(i)バストから裾にかけて全体的に膨らみの生じる略Aラインのシルエットであること、(ii)裾から脇下までの非常に長いスリットを有するサイドベンツスリットがあること、(iii)前身頃に5つの丸いスナップボタンが等間隔で取り付けられ、最上部のボタンは襟元、最下部のボタンは腰部に配置されていることが、需要者の商品全体に対する印象に大きな影響を与えると主張し、それを補強する証拠として、一般消費者800人を対象としたアンケート(「本件アンケート」)をした結果、8割以上が類似性を肯定したとする結果を提出しました。また、本件アンケート結果として、チンフラップの装着が通常の用法に従ったものとは言えないこと、法2条1項3号の趣旨からは創作者基準で判断すべきであり、創作者基準で判断した場合には実質的に同一であること等を主張しました。

これに対して、知財高裁は主に以下のとおり判断し、控訴を棄却しました。

- ✓ 本件アンケートは、コートの近接写真ではなく全体のみを映した解像度不明な画像により、携帯電話やパソコンの画面上で比較させるものであり、実際に手に取って観察する場合とは印象が異なるから、商品形態に関する需要者の認識を正確に把握するものではない。
- ✓ チンフラップを付けて襟を立てた状態の着用について、本件アンケート結果には、そのような着用をすと回答しているものもあり、他の証拠からも実際に襟を立ててチンフラップを装着した状態の着用が認められるから、「通常の用法に従った」ものでないとは言えない。
- ✓ 法2条1項3号は、他人の「商品の形態」を模倣した商品の譲渡などを不正競争と定め、2条4項では「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状

に結合した模様、色彩、光沢及び質感」という需要者による認識を基準に判別できる形状等を「商品の形態」と定めている。したがって、実質的同一性の判断に当たっても、需要者の認識を基準として判断するのが相当である。

### 4 コメント

不正競争防止法2条1項3号の実質的同一性の判断に当たっては、両商品の形態の共通点と相違点を抽出し、需要者を基準として、相違点が些細な差異を超えて商品の全体的形態が与える印象に影響を与えるかを判断するのが一般的であると思います。

本件は事例判断であるものの、需要者を基準とすることを改めて明確にし、商品形態全体が需要者に与える印象に相違点がどの程度影響を与えるかという観点から実質的同一性を判断した原審の判断を肯定しており、形態模倣における実質的同一性の判断手法を理解するうえで参考になると考えますので、ご紹介いたします。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 事務所NEWS

### 当事務所の平野恵稔弁護士が、知財功労賞を受賞いたしました

当事務所の平野恵稔弁護士が知財功労賞を受賞いたしました。

詳細につきましては、経済産業省特許庁 令和8年度「知財功労賞」についてをご参照ください。

令和8年度「知財功労賞」について | 経済産業省 特許庁



## 執筆情報のご案内

### “Lexology Panoramic - Designs 2026 - Japan Chapter”

著者	松本 健男、石津 真二、手代木 啓、杉野 文香
公開日	2026年4月
掲載誌	Lexology Panoramic - Designs 2026
出版社等	Law Business Research Ltd.

Web版は以下からご覧いただけます。

[Lexology Proアカウントをお持ちの方はこちら](#)

[Lexology Proアカウントをお持ちでない方はこちら  
\(2026年5月23日までの期間限定リンク\)](#)

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。